

# 火災時における消防用水の 確保に関する協定書

伊勢市

伊勢生コンクリート協同組合

## 火災時における消防用水の確保に関する協定書

伊勢市（以下「甲」という。）と伊勢生コンクリート協同組合（以下「乙」という。）は、火災時に必要な消防用水の確保に関し、次のとおり協定を締結する。

### （趣旨）

第1条 この協定は、伊勢市消防本部及び消防署の設置等に関する条例（平成17年伊勢市条例第202号）に規定する管轄区域の区域内において火災が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「火災時」という。）において、甲が乙に対して行う消防用水の供給の協力要請について、適切かつ円滑な運営を期するため、必要な事項を定めるものとする。

### （協力要請）

第2条 甲は、火災時において消防用水の供給を必要とする事態が発生した場合は、乙に対して消防用水の供給要請（以下「要請」という。）を行うことができる。

2 乙は、要請があったときは、特別な事由がある場合を除き、通常業務に優先して甲の指示する場所に出動し、甲の指示する消防用水の供給を行うものとする。

### （報告）

第3条 乙は、要請に係る業務（以下「要請業務」という。）を開始したときは、甲に対して業務を開始した日時、場所、業務内容等を報告するものとする。

2 乙は、要請業務を完了したときは、前項に準じて甲に対して報告するものとする。

### （費用負担）

第4条 要請業務に要する経費は、甲の負担とする。

2 前項に規定する経費の額は、当該火災の発生直前における甲がする資材等の購入、借上げ等に関する契約に定める価格を基準として甲乙協議の上、決定する。

### （損害の負担）

第5条 要請業務に従事した者が、そのため死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり若しくは障害の状態となった場合又は要請業務により乙若しくは乙の所属会員の車両、資機材等若しくは第三者に損害が生じた場合の補償については、消防法（昭和23年法律第186号）その他の法令の定める損害補償等の要件に該当する場合を除き、乙又は乙の所属会員の責任において行うものとする。

### （危険回避）

第6条 乙から連絡を受けた乙の所属会員が、指示を受けた場所への出動時に危険と判断した場合は、その危険を回避することができる。

(訓練の実施)

第7条 消防用水の確保の業務を円滑に実施するため、甲と乙は協議して訓練を実施するものとする。

2 前項の訓練の実施に要する経費は、各自の負担とする。

(連絡責任者)

第8条 この協定の円滑な実施を図るため、甲及び乙に連絡責任者を置く。

(協議)

第9条 この協定に定めのない事項又は疑義が生じた事項については、甲と乙が協議の上、定めるものとする。

(有効期限)

第10条 この協定の有効期限は、協定締結の日から平成31年3月31日までとする。ただし、有効期間満了日の1月前までに、甲及び乙のいずれからも協定の解除又は変更について申し出がない時は、この有効期限は期間満了の日の翌日から起算して更に1年延長するものとし、以降同様とする。

この協定を証するため、本協定書を2通作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を保有する。

平成30年6月20日

甲 所在地 伊勢市岩渕1丁目7番29号  
氏名 伊勢市  
伊勢市長 鈴木 健一

乙 所在地 伊勢市大倉町1618番地2  
氏名 伊勢生コンクリート協同組合  
理事長  
石川 雄一郎